

TSKツアーグループ 国内募集型企画旅行 旅行条件書 ※お申込みの前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、高松商運株(以下「当社」といいます)が旅行を企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

- (1) (I)当社(II)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下(I)(II)を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込いただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	12,000以上旅行代金まで
旅行代金が6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%

但し特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

※上表内の「旅行代金」とは第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申込みはなかったものとして取扱います。

3. お申込条件

- (1) 18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内を申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申し出を受けた場合は、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれをお申し出いただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。又、お客様からお申し出いただいた措置を手配することが出来ない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。
- (8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

- (1) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社らは電話、郵便、FAX、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受けることがあります。この場合当社らが電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただき、受理した時点で成立いたします。
- (3) 当社らは本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

- (4) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(3)の契約書面に記載するところによります。
- (5) 当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
- (6) 申込みの時点において、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合、当社らはその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。その際に「申込書」の提出および申込金と同額を「預り金」として申受けます。当社らは旅行契約の締結が可能になった時点で、お客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知し、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。予約成立となった時点で「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨の回答をする前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申し出があつた場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社らは当該「預り金」を全額払い戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

5. 確定書面(最終旅行日程表)

確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始の10日前~7日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウイーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお渡しすることができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しいたします)。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

- (1) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」、および第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
- (2) (1)でいう「追加代金」とは、1、航空会社の選択 2、航空便の選択 3、航空機の等級の選択 4、宿泊ホテルの選択 5、1人部屋追加代金 6、延泊による宿泊代金 7、「〇〇〇プラン」「〇〇〇追加代金」など当社の募集広告、パンフレットに表示したものをお支払いいたします。
- (3) (1)でいう「割引代金」とは、1、「3名1室(トリプル)割引」 2、「〇〇〇割引」など当社の募集広告、パンフレットに表示したものをお支払いいたします。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の代金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間)／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
- (3) 旅行日程に明示したバス代金・ガイド代金・入場等の観光代金
- (4) 旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5) 旅行日程に明示した食事代金(機内食は除外します。)及び税・サービス料金
- (6) 添乗員付きコースの添乗員の同行費用
- (7) その他パンフレット等で含まれる旨を明示したもの

上記(1)~(7)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- (2) クリーニング・電報電話等通信料金その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費等
- (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) ご自宅から発着地までの交通費や宿泊費等
- (6) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、当該旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金の額を変更することができます。

- (5) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解除するために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

12. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき10,000円・消費税別)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途再発行に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権

- (1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込み店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
(1)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前(日帰り旅行にあたっては11日前)まで	無料
(2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
(3)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
(4)旅行開始の前日	旅行代金の40%
(5)旅行開始日当日	旅行代金の50%
(6)無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

※注)上記表内の「旅行代金」とは第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(II) 貸切航空機を利用するコース

パンフレット等に明示する取消料によります。

- (2) 本項(1)にかかわらず、特定のコースにつきましては、別途お渡しするパンフレット等に記載の旅行条件によります。又、船舶を利用するコースについては、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (3) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (I) 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - (II) 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (III) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (IV) 当社らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
 - (V) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払戻します。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。
- (5) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (6) 旅行開始後において、お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなつた場合は、お客様は当該不可能となつた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうちお客様が当該受領することが出来なくなつた旅行サービスに係る金額から、当社が当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻します。

14. 当社の解除権—旅行開始前の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - (I) お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (II) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められるとき。
 - (III) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (IV) お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (V) お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - (VI) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。

- (VII)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。
- (VIII)お客様が第3項(10)から(12)に該当することが判明したとき。
- (2)お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

15. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (I)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。
- (II)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (III)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。
- (IV)お客様が第3項(10)から(12)に該当することが判明したとき。
- (2)(I)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (II)当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

16. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項(1)、(2)、(3)、(5)の規定により旅行代金が減額された場合又は第13、14、15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第15項(1)において旅行契約が解除されたとき(第13項(1)の場合を除きます。)には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項の(1)の(I)又は(III)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員と旅程管理

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員その他の者の業務は原則として8時から20時までとします。

20. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④官公署の命令によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

21. 特別補償

- (1)当社は、第20項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については10万円を限度とします。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。
- (2)当社が第20項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) お客様が募集型旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

22. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の(I)、(II)、(III)に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、お支払対象旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(I) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(II) 第13項から第15項間での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(III) パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、お支払対象旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

(表) 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1.「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2. 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。
- 注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。
- 注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5. 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。
- 注6. 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

23. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

24. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (4) 現地旅行社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 子供代金は、旅行開始当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。なお幼児代金には滞在地上費は含まれておりません。また、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用になります。
- (7) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。なお、利用航空会社の変更等によりお客様が受けける予定であった同サービスが受けれなくなつたときでも、理由の如何にかかわらず、当社は第20項(1)ならびに第22項(1)の責任を負いません。

注) 第20項 当社の責任及び免責事項 第22項 旅程保証

25. ご旅行条件・ご旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金はの基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

26. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊関連等(主要な運送・宿泊機関等についてはパンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データーをあらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データーの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- *このほか、当社では、(1)旅行保険等旅行に必要な当社らと提携する企業の商品やサービスのご案内、当社らの商品やキャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提出のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号等お客様へのご連絡のために必要最小限の範囲のものについて、当社事業所との間で、共同利用させていただきます。当社事業所は、それぞれの商品・サービス・催し物のご案内、商品発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお当社事業所の名称・住所及び個人情報の取扱いに関する方針については、当社ホームページ(<https://www.takshoun.co.jp/>)をご参照ください。

27. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。